

生活環境保全上の見地からの意見書

令和四年七月十一日

福岡県知事 服部誠太郎 殿

(利害関係の内容)施設の不適正操業が(住所)福岡県筑紫野市山口一九一三番地八
生じた場合に健康等をはじめとする生活上の利益が害される関係にあるもの

(氏名)濱武振一

エコ・センチュリー21(株)が設置しようとする産業廃棄物中間処理(焼却)施設
(設置場所)福岡県筑紫野市山家二〇五三番四二)についての意見は、次のとおりである。

(意見)

施設の設置について、次のとおりの懸念・問題がある。

一、ゴミの出所が不明となっている。

平成二一年九月二八日付申請者提出の環境調査書別紙廃棄物の種類には感染性廃棄物一〇八トン／月を除き排出予定事業者一覧が明示されていたが令和四年一月三一日同提出の産業廃棄物処理施設設置許可申請書、他(以下、申請書)には見られない。

筑紫野市平等寺にある山神ダム上流域産業廃棄物処分場(株)産興、福岡県議会令和三年二月議会代表質問では安定型最終処分場と答弁での死亡事故は安定五品目以外のゴミ処理を行なっていたことは科学的にも明らかで(無機物から有機化合物、致死量の硫化水素は発生しない)、再三県行政に改善要請を山口校区自治会総出で(私は当時むさしぶ丘自治会副会長の立場)行なったにも関わらず事故は発生した。

本件も申請時からゴミの内容が不明瞭であることより同様な過ちを繰り返す蓋然性がある。特に感染性廃棄物の由来については住民説明会から説明を求めても内容を決して明かさず(どこのゴミが燃やされるかわからなくなつてお)健康等をはじめとする生活上の利益が害される恐れがある。

一、炉のメーカーが説明と違う。信義の問題。

(株)タクマが作成した環境影響調査で住民説明会が行われたが、申請書では炉は栗本鉄工所製に変更されている。住民は環境影響調査書の説明を栗本鉄工所に求めているが申請者は取り継がず、県も指導しない。炉の変更は一昨年前に既に県に打診されたようだが、住民にこの重大な変更を県は伝えず、筑紫野市議会での説明も年を跨いでいる。信義に劣る行為だ。

本来仲裁(指導)するのがお上(県)の仕事。ところが申請者の顧問は県庁OBの上村孝志元部長。県職員の上司であり申請者に所謂天下つていて法が求める環境影響調査書の住民への不説明に手心が加わっていなければ、公平な行政指導が行われるかどうか、今回の一件で疑われても仕方がない。

トヨタ製の自動車だと説明されたらヒュンダイ製の車が来た、同じ性能だからいいだろう、といいヒュンダイの説明は来ない。説明のない車の乗り心地、性能は皆目見当がつかない。これでは健康等をはじめとする生活上の利益が害される不安が募るばかりである。

一、場所が狭い。

平成二一年九月二八日付申請者提出の環境調査書、及び、今回の申請書の記載の通り、焼却灰一日百トン超の焼却施設にしては面積は小さく、焼却を待つゴミの待機場所、焼却灰の保管場所に窮することが見て取れる。

福岡県八女市只見地区に臭気の強いゴミを処理する施設ができ、窓を開めても小学校の授業に多大なる支障を來した話を住民にしていただいた(QRコード参照)。施設そのものだけではなく、施設周辺の空き地にはゴミが集まるとも覺悟しないといけないことをお教えいただいた(県行政の指導も一旦認可されるとなしのつぶてであることも)。

申請者の関連会社は筑紫野市天山地区にあるパチンコ場跡地(昨年秋、天山地区住民は唐津ボート舟券売り場に転用を評決済み)を購入するなどしている。山家の施設のゴミ(有価物)受け入れ次第では身近な場所に、健康等をはじめとする生活上の利益が害される危険が増大しかねない。

